

第4章 参考資料

1 委員会規約

西脇区まちづくり計画再編委員会規約

(目的)

第1条 西脇市が推進する「参画と協働のまちづくり事業」に係る西脇区まちづくり計画（以下「計画」という。）を再編するため、西脇区の組織として、西脇区まちづくり計画再編委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規約でいう西脇区とは、東本町、南旭町、上本町、仲之町、山手町、豊川町、戎町、北本町、中本町及び南本町をいう。

(所掌業務)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 第1期計画の再編に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか計画の再編に関し必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は西脇区区長をもって充てる。
- 3 副委員長は西脇地区コミュニティ活動推進協議会会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代理する。
- 5 委員は、西脇区の各種団体代表、住民代表及び公募委員等その他委員長が必要と認めるものをもって充てる。
- 6 委員の内、女性委員の比率は3割以上とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、第3条に規定する事項の検討を行うため部会を置く。

- (1) 部会は、委員会の事務を補佐し、計画の素案を作成する。
- (2) 部会は、委員会の委員をもって構成する。
- (3) 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- (4) 部会長は部会員を指揮し、部会の業務を掌握する。
- (5) 部会は、部会長が招集する。
- (6) 部会の協議・検討内容は委員長に報告する。
- (7) 部会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、第1条の目的を達成するまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、西脇市コミュニティセンター西脇区会館に置く。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、承認の日から施行する。
(この規約の失効)
- 2 この規約は、委員会の設置の目的が終了した時点をもってその効力を失う。

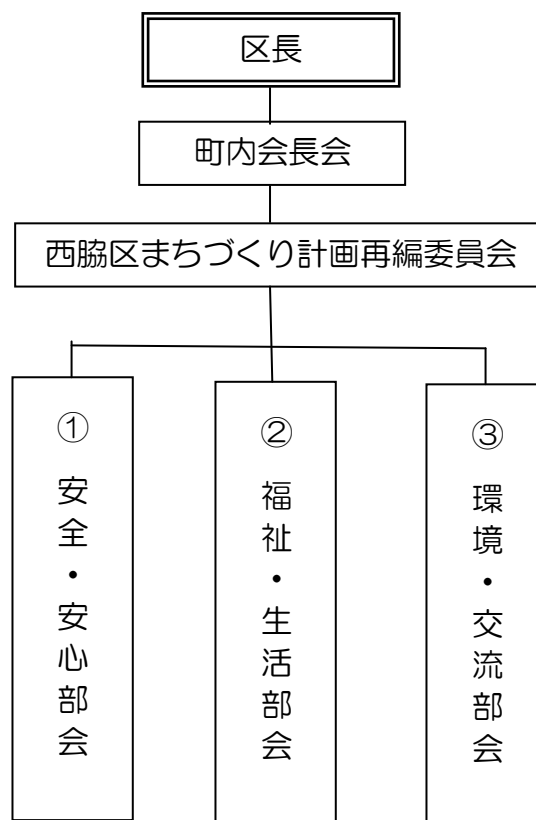
2 委員会組織構成

(1) 分 野

- 安全・安心…①道路整備 ②交通安全 ③歴史等に関する計画の検討
- 福祉・生活…①あいさつ ②福祉 ③青少年育成 等に関する計画の検討
- 環境・交流…①自然環境 ②童子山美化 ③コミュニティ ④水と緑（公園を含む）景観
など環境に関する計画の検討

(2) 組 織

- 組織構成



- 運営

- (1) 西脇区まちづくり計画再編委員会は各種団体代表、町内会代表、区長推せん等総勢25名程度で構成する。
- (2) 各部会は委員総数の1／3程度で構成する。
- (3) 各部会の部会長、副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 委員会名簿

平成26年度 西脇区まちづくり計画再編委員会名簿

委員長	区 長	竹 内 泰 彦	戒 町
副委員長	西脇地区コミュニティ活動推進協議会会長	藤 原 廣 司	南本町

安 全 ・ 安 心 部 会		
区 長	竹 内 泰 彦	戒 町
町内会長	来 住 憲 明	仲 之 町
西脇地区コミュニティ活動推進協議会	伊 藤 昌 史	東 本 町
西脇区まちづくり委員会	来 住 桂 一	中 本 町
委員長推薦	富 永 泰 生	豊 川 町
消防団	眞 田 誠 一	南 旭 町
協同組合西脇商連	田 中 宏 幸	西 脇
協同組合西脇商連	山 下 剛 司	西 脇
西脇商工会議所	大 西 義 文	上 野
西脇区事務局	藤 原 慶 久	野 村 町

環 境 ・ 交 流 部 会		
町内会長	笹 倉 雄 都 史	戒 町
町内会長	東 田 和 夫	豊 川 町
西脇地区コミュニティ活動推進協議会	藤 原 廣 司	南 本 町
戒町老人会長	村 上 幸 子	戒 町
西脇区まちづくり委員会	高 瀬 洋	豊 川 町
西脇区まちづくり委員会	宮 崎 春 貴	北 本 町
委員長推薦	古 西 祐 子	北 本 町

福 祉 ・ 生 活 部 会		
町内会長	宇 野 耕 一 郎	下 戸 田
委員長推薦	吉 田 香 月	南 旭 町
	小 林 直 美	南 旭 町
	村 上 誉 子	南 旭 町
西脇地区コミュニティ活動推進協議会	大 垣 和 代	上 本 町
民生委員	高 瀬 貞 子	中 之 町
西脇TMO	見 坂 恵 介	上 野
西脇地区地域対策委員長	高 田 洋 明	戒 町

4 西脇区まちづくり再編計画策定の記録

(1) 各回のまとめ

回数	日時	参加人数	作業内容	備考
第1回	H26. 6. 24 (火)	22名	まちづくり再編計画の主旨、ワークショップ説明、よいところ、わるいところ探しを実施。部会構成を変更。地区整備部会→安全・安心部会。生活・情報部会→福祉・生活部会。環境部会→環境・交流部会。	特に南北道路の緊急性、童子山公園のあり方などが課題となった。
第2回	H26. 7. 25 (木)	20名	既存計画の評価・検証として、できたこと、できなかったこと、今後進めること、進めないことなどについて話し合った。	冒頭に協働の主旨について解説を実施。
第3回	H26. 8. 31 (日)	18名	部会ごとに図面を持ってまちを巡り、その記録を作成。南北道路の危険性、人通りの少なさ、雰囲気の良い町並みなどの指摘があった。課題について、共通認識をもつことにつながった。	現場をみて、情報交換することで、お互いの意見交換が可能となる。
部会長 会議第 1回	H26. 10. 01 (水)	6名	まち歩きのみりかえり、計画見直しの方向性、項目の整理や追加項目、優先順位などを話し合う。組織の今後についても情報交換。	南北道路と童子山のあり方が大きな課題であることを確認
第4回	H26. 10. 30 (木)	16名	部会ごとに計画一覧表を検討、項目の整理、行政との役割分担などを作業。	部会ごとに詳細に検討
第5回	H26. 12. 03 (金)	12名	事務局で整理した10月30日の計画一覧表をもとに、加筆修正作業。	部会ごとに詳細に検討
第6回	H27. 2. 6 (金)	12名	全体計画書の検討。全体テーマの検討、部会別テーマの検討、今後の進め方、組織のあり方について意見交換。	部会ごとに検討し、今後のスケジュールなど確認
部会長 会議第 2回	H27. 3. 5 (木)	5名	計画書内容の確認、計画図の確認、今後の組織づくりについて	

参考：西脇地区について

1 構成

西脇地区は10の町内会で構成されているが、土地表示上では一つの「町」となっている。それぞれの自治会には自治会長が存在するほか、西脇区として代表区長を選出している。また、区事務所（西脇市コミュニティセンター西脇区会館内）があり、区の事務を行っている。

2 まちづくり活動

西脇地区には、「西脇地区コミュニティ活動推進協議会」と「西脇区まちづくり委員会」の2団体があり、それぞれが目的に応じた活動を展開している。

3 各まちづくり団体について

(1) 西脇地区コミュニティ活動推進協議会

設 立：昭和53年8月1日

目 的：こころふれあう住みよい地域社会を築く

活 動：住民参加によるまちづくり活動を展開し、活力とふれあいのある地域社会を実現するために活動を行っている。地域内の交流、親睦を主としている。（主な活動内容は以下のとおり）

- 総務部会…コミセンだよりの発行、コミセン瓦版の発行
- 文化部会…コミセンまつり、カラオケ大会、料理教室など
- 体育部会…健康体操、グランドゴルフ大会など
- 環境保全部会…とんど焼き、イルミネーションなど
- 事業運営委員会…精霊ながし、セントラルカーニバル

(2) 西脇区まちづくり委員会

設 立：平成17年

西脇市では、平成14年度を「参画と協働のまちづくり元年」と位置付け、各地区で「地区まちづくり計画」策定することとなった。これにより、西脇地区では平成14年度から平成16年度の間で、まちづくりについて学習し、西脇地区まちづくり計画策定委員会を発足した。そこで策定された計画を実践していく組織として、西脇区まちづくり委員会がその後発足した。

目 的：地区が抱える課題を解決していく

活 動：策定を完了した「西脇区まちづくり計画 いまから ここから 一步から」に基づき、活動を実施する。西脇句のもつ童子山などの豊かな自然や、これまでの、まちづくりの成果をふまえ、小さなことでも、できることから自分たちで始めよう思いが込められた、「いまから ここから 一步から」をテーマとする。

町内会長、副町内会長、地区推薦委員、その他公募委員で構成。

3部会があり、主な活動は以下のとおり。

- 地区整備部会…古建物の由来看板設置、区内危険箇所の点検、イルミネーション設置など
- 生活情報部会…あいさつ運動（ポスターの募集）、童子山シバザクラの維持管理・補充など
- 環境部会…童子山花壇の整備・維持管理、犬のフン害・タバコのポイ捨て禁止の啓発チラシの作成など

(3) 西脇区まちづくり計画再編委員会

活動期間：平成 26 年度

目 的：西脇市が推進する「参画と協働のまちづくり事業」に係る西脇区まちづくり計画（平成 16 年度策定）について、地区の現状に合わせた計画の見直しと検証を行うため。

(4) 活動に係る財源

市や県からの補助金や地元地区区長会からの補助を活用しており、市からは、2 団体とも地区まちづくり実践補助金を交付している。

5 西脇区まちづくり委員会年間行事（平成 25 年度実績）

- | | |
|-------------|--|
| 4 月 3 日（水） | 町内会長で鳳仙花種の袋（2,000 袋）を配布 |
| 4 月 6 日（土） | 童子山しばざくら見頃看板設置 |
| 4 月 12 日（金） | しばざくら花壇見学（西脇保育園児 75 名）、まちづくり委員会お花見会（童子山公園） |
| 4 月 22 日（月） | 前年度の活動発表（西脇市役所） |
| 4 月 23 日（火） | 4 月まちづくり委員会開催
・各部（地区整備部、生活情報部、環境部）部会長等の選任
・前期活動計画の検討 |
| 5 月 11 日（土） | しばざくら花壇除草作業 |

- 5月26日（日） ・ 東本町コミセン広場の花植え
 ・ 童子山花壇整備（わらべ花壇球根掘り、葉牡丹ビオラ引き等）
 ・ しばざくら花壇除草作業
- 6月2日（日） 西脇区内巡回（危険箇所、案内表示に活用予定の古来の碑）ほか
- 6月9日（日） しばざくら花壇除草作業
- 6月15日（土） わらべ花壇整備（重機による掘り返し、畝づくり、真砂土の追加）
- 6月16日（日） しばざくら花壇除草作業
- 6月下旬 あいさつ運動ポスター作成依頼（西脇小学校へ）
- 7月14日（日） しばざくら花壇除草作業
- 7月15日（月） 西脇区内施設、碑、旧跡等の調査及び点検（雨天のため中止）
- 7月21日（日） 川下神社境内の由来看板補修
- 7月25日～8月 わらべ花壇の水やり（当番制で毎日行う）
- 8月31日（土） わらべ花壇のひまわり撤去
- 9月8日（日） しばざくら花壇防草作業実施
- 9月17日（火） しばざくら花壇現状確認（しばざくらフルール 米田氏）
 →花壇の雑草防除方法の指導
- 9月21日（日） わらべ花壇の草引き
- 9月24日（火） しばざくら花壇の防除シート視察（福井県鯖江市）
- 9月29日（日） しばざくら花壇マルチシートの敷設
- その他9月実施作業…あいさつ運動ポスター（59点）・童子山風景画（21点）のラミネート処理、犬のフンの自主回収促進の回覧配布
- 10月27日（日） コミセンまつり開催、あいさつ運動ポスター・童子山絵画掲示、くちびるコンテスト実施
- 11月2日（土） わらべ花壇整備、花の撤去と施肥及び苦土石灰入れ
- 11月3日（日） 花壇の畝づくり（重機での掘り返し）、花植え（ビオラ・パンジー・チューリップ）
- 11月9日（土） まちづくり委員会視察研修（滋賀県東近江市愛東地区まちづくり協議会）
- 11月10日（日） しばざくら移植（しばざくら花壇）

- 11月30日（土） ・わらべ花壇・しばざくら花壇の草引き、落葉かき（西脇北
高校ボランティア部協力）
・コミセン広場花植え（セネシオ、ムスカリ、ビオラほか）
- 12月1日（日） イルミネーション設置、点灯式（西脇幼稚園児参加）
- 3月1日（土） わらべ花壇整備
- 3月2日（日） しばざくら花壇防除作業
- 3月23日（日） しばざくら花壇防除作業
- 3月下旬 豊川稲荷神社由来看板設置

■ まちづくり委員会開催日程

- 4月23日（火）、5月28日（火）、6月27日（木）、7月25日（木）、
8月28日（水）、9月25日（水）、10月30日（水）、11月27日（水）、
2月25日（火）、3月19日（水）・・・計10回

6 南北道路アンケート結果

(1) 調査の概要

- ・ 調査対象：南北道路沿道にお住まいの方、土地・家屋を所有している方
- ・ 調査主体：西脇区
- ・ 調査日時：平成27年2月1日（日）～2月28日（土）
- ・ 配布回収方法：各町内会長を通じて配布回収、郵送など
- ・ 回収率：実配布数 130件、回収数66件、回収率50%

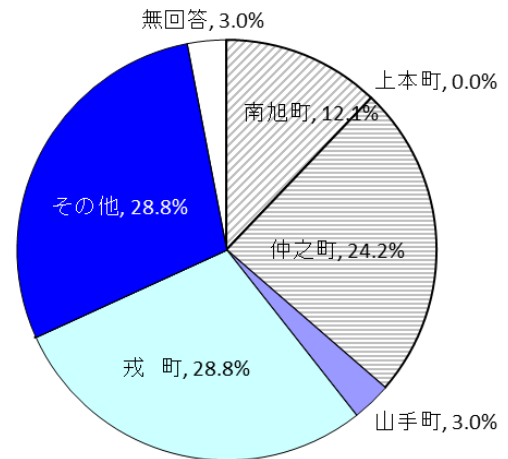
※ 今回のアンケート調査は、沿道の皆さんの生の声を集めるため、南北道路沿道にお住まいの方、土地・家屋を所有している方のみを対象にしています。

(2) 調査結果

【問1】住所

戎町28.8%、その他28.8%、仲之町24.2%、南旭町12.1%などとなっていますが、その他のうち和布町が回答数の16.7%を占めています。

	割合	回答数
東本町	0.0%	0
南旭町	12.1%	8
上本町	0.0%	0
仲之町	24.2%	16
山手町	3.0%	2
豊川町	0.0%	0
戎 町	28.8%	19
北本町	0.0%	0
中本町	0.0%	0
南本町	0.0%	0
その他	28.8%	19
無回答	3.0%	2
計	100.0%	66

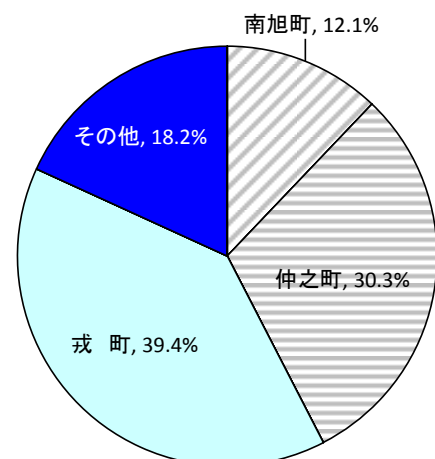


その他の内訳：和布町11、野村町2、その他市町村は5

【問2】土地・家屋が所在する町

戎町39.4%、仲之町30.3%で全体の7割を占めています。その他である和布町が回答数の18.2%で回答数の3番目となっています。

	割合	回答数
東本町	0.0%	0
南旭町	12.1%	8
上本町	0.0%	0
仲之町	30.3%	20
山手町	0.0%	0
豊川町	0.0%	0
戎 町	39.4%	26
北本町	0.0%	0
中本町	0.0%	0
南本町	0.0%	0
その他	18.2%	12
無回答	0.0%	0
計	100.0%	66

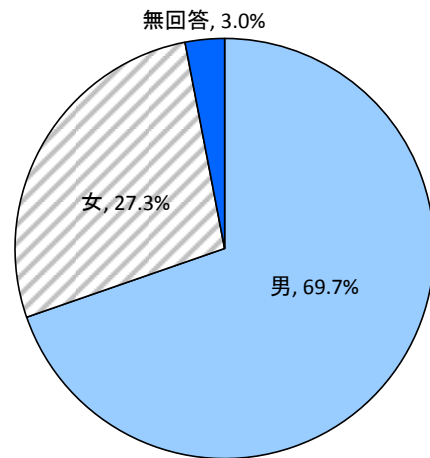


その他の内訳：和布町12

【問3】性別

男69.7%、女27.3%で、男性が多く回答しています。

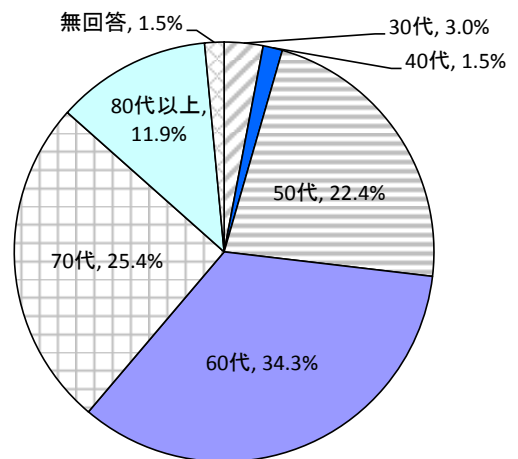
	割合	回答数
男	69.7%	46
女	27.3%	18
無回答	3.0%	2
計	100.0%	66



【問4】年代

60代34.3%、70代25.4%、50代22.4%で、回答者の94%が50歳以上の方でした。

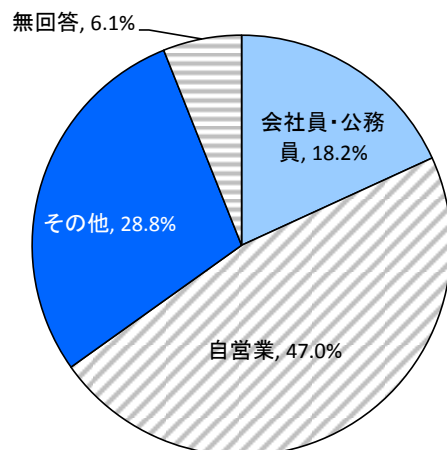
	割合	回答数
20代	0.0%	0
30代	3.0%	2
40代	1.5%	1
50代	22.4%	15
60代	34.3%	23
70代	25.4%	17
80代以上	11.9%	8
無回答	1.5%	1
計	100.0%	67



【問5】職業

自営業47.0%が全体の半分近くで、ついで会社員・公務員18.2%、その他のうち無職が16.7%となっています。

	割合	回答数
会社員・公務員	18.2%	12
自営業	47.0%	31
その他	28.8%	19
無回答	6.1%	4
計	100.0%	66

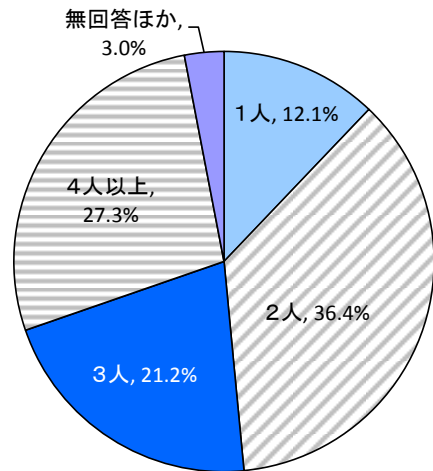


その他の内訳：無職11、会社役員等2

【問6】世帯人数

2人が36.4%、4人以上が27.3%、3人が21.2%、一人暮らしが12.1%となっています。

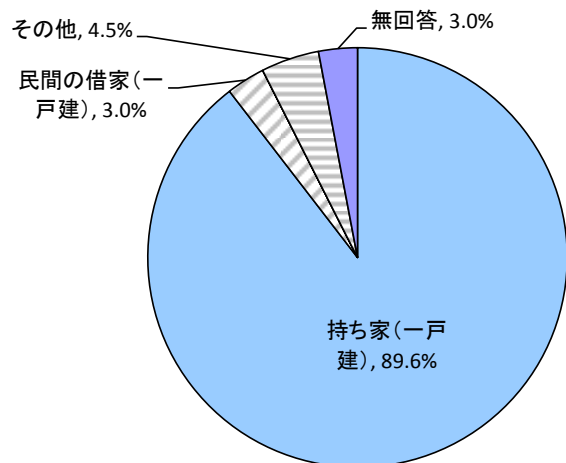
	割合	回答数
1人	12.1%	8
2人	36.4%	24
3人	21.2%	14
4人以上	27.3%	18
無回答ほか	3.0%	2
計	100.0%	66



【問7】住宅の形態

持ち家（一戸建）89.6%、民間の借家（一戸建）3.0%で、一戸建住宅が9割を超えています。

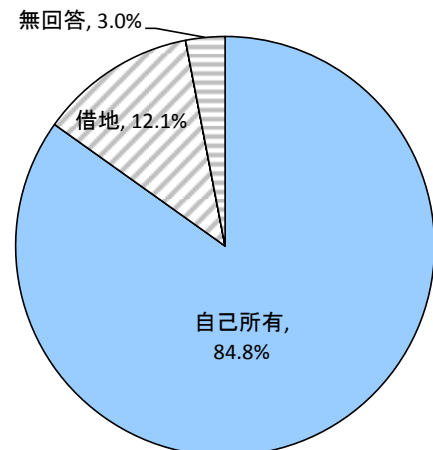
	割合	回答数
持ち家（一戸建）	89.6%	60
民間の借家（一戸建）	3.0%	2
民間の借家（アパート、文化住宅など）	0.0%	0
その他	4.5%	3
無回答	3.0%	2
計	100.0%	67



【問8】土地の所有

自己所有84.8%、借地12.1%で、持ち家の（一戸建）の多くが自己所有の土地です。

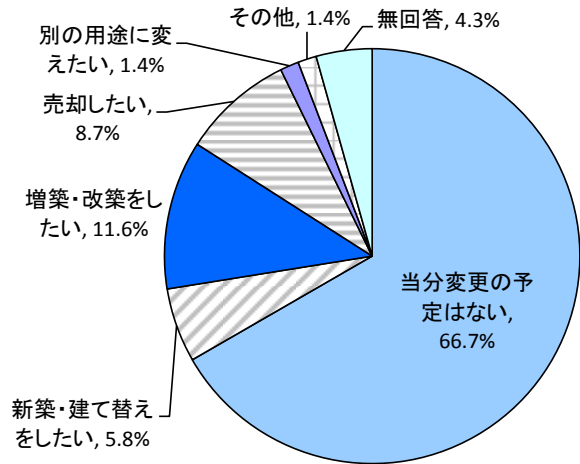
	割合	回答数
自己所有	84.8%	56
借地	12.1%	8
その他	0.0%	0
無回答	3.0%	2
計	100.0%	66



【問9】土地や建物について、今後立替え、増改築、売買の予定がありますか

「当分変更の予定はない」66.7%、「増築・改築をしたい」11.6%、「新築・建て替えをしたい」5.8%で、85%近くが現在の場所で住み続けたいという回答でした。「売却」「別の用途に変えたい」の合計が11.1%となっています。

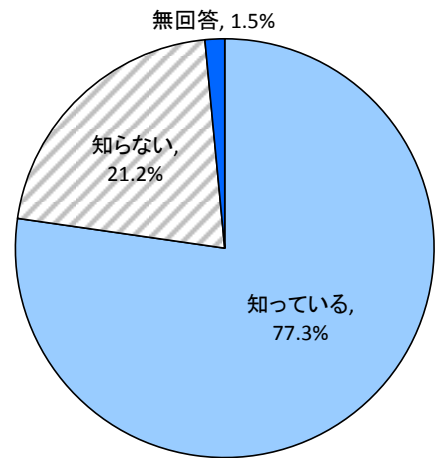
	割合	回答数
当分変更の予定はない	66.7%	46
新築・建て替えをしたい	5.8%	4
増築・改築をしたい	11.6%	8
売却したい	8.7%	6
別の用途に変えたい	1.4%	1
その他	1.4%	1
無回答	4.3%	3
計	100.0%	69



【問10】南北道路の整備について計画推進要望があることをご存知ですか？

知っている77.3%、知らない21.2%となっています。

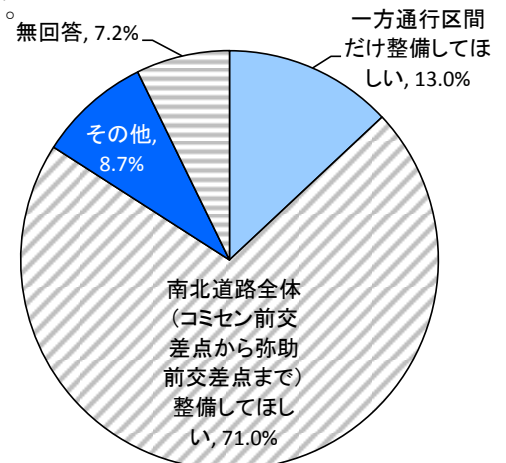
	割合	回答数
知っている	77.3%	51
知らない	21.2%	14
無回答	1.5%	1
計	100.0%	66



【問11】南北道路の整備について

「南北道路全体（コミセン前交差点から弥助前交差点まで）整備してほしい」が71.0%、「一方通行区間だけ整備してほしい」13.0%となっています。

	割合	回答数
一方通行区間だけ整備してほしい	13.0%	9
南北道路全体（コミセン前交差点から弥助前交差点まで）整備してほしい	71.0%	49
その他	8.7%	6
無回答	7.2%	5
計	100.0%	69



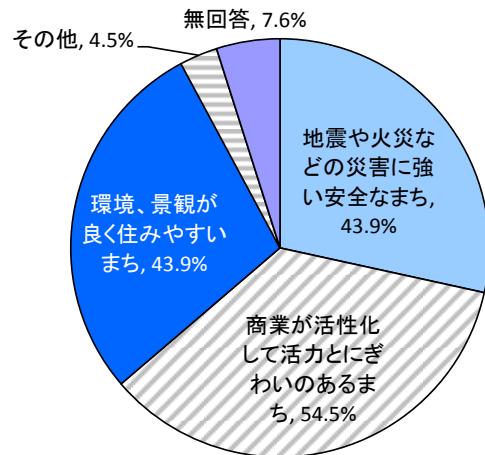
その他：「コミセンから主婦の店まで」2、「②が無理ならせめて前までを第一次として」1、「できれば西脇区全体の区画整理もしてほしい」1、「整備の必要なし」1など

【問12】南北道路が整備された場合、どのようなまちになってほしいですか

「商業が活性化して活力とにぎわいのあるまち」54.5%、次いで「地震や火災などの災害に強い安全なまち」と「環境、景観が良くすみやすいまち」が共に43.9%で、3つの選択肢の差はあまりありません。

	割合	回答数
地震や火災などの災害に強い安全なまち	43.9%	29
商業が活性化して活力とにぎわいのあるまち	54.5%	36
環境、景観が良くすみやすいまち	43.9%	29
その他	4.5%	3
無回答	7.6%	5
回答数		102
計	100.0%	66

その他：「中心市街地の機能が充分果たせて誇りあるまち」1、「全て」1など

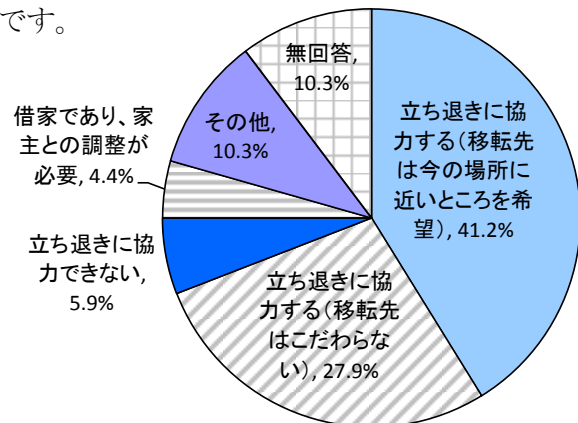


【問13】所有またはお住いの住宅が、道路の拡幅により支障となる場合、どう考えますか？

「立ち退きに協力する（移転先は今の場所に近い所を希望）」41.2%、「立ち退きに協力する（移転先はこだわらない）」27.9%で、両方を合わせると「協力する」という回答が7割近くあります。「立ち退きに協力できない」は5.9%です。

	割合	回答数
立ち退きに協力する(移転先は今の場所に近いところを希望)	41.2%	28
立ち退きに協力する(移転先はこだわらない)	27.9%	19
立ち退きに協力できない	5.9%	4
借家であり、家主との調整が必要	4.4%	3
その他	10.3%	7
無回答	10.3%	7
計	100.0%	68

その他：「立ち退きの協力する等（条件付き）」4、「考えていない」1、「このままがよい」1

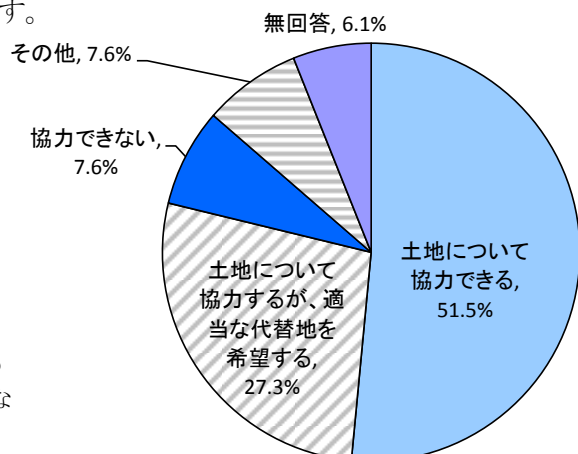


【問14】所有またはお住いの土地が、道路の拡幅により支障となる場合、どう考えますか？

「土地について協力できる」51.5%、「土地について協力するが適切な代替地を希望する」27.3%、「協力できない」7.6%となっています。

	割合	回答数
土地について協力できる	51.5%	34
土地について協力するが、適切な代替地を希望する	27.3%	18
協力できない	7.6%	5
その他	7.6%	5
無回答	6.1%	4
計	100.0%	66

その他：「賃貸で家主との調整が必要」2、「売却するので構わない」「このままでよいが協力するしかないと思う」「考えていない」各1



【南北道路に関するご意見(31名)】

- 22名が「必要性がある」と答えており、うち15名が早急な実現を求めています。
理由：① まちの急速な衰退や人口減。道路の開通により、まちや商業の活性化、交通量緩和による安全性の確保、若者の定着…8名
② リフォームや店舗の改装などができないので、早く答をだしてほしい…2名
③ 最後のチャンス…2名

- 5名が「不必要」もしくは「困る」と答えています。
理由：① 通過する車のための工事となり、街の発展や暮らしやすい環境につながらないのではないか…2名
② 南北道の必要性も理解できますが、東西道の優先度が高いのでは？と考えます…1名
③ 現状のままでよい。両面通行になると、かえって危険度が増す。現在工事の175号線も完成間近であり、東西線を優先すべきである。大型道路ばかりの町でなく、住宅地として保存すべきではないか。…1名
③ 道路を拡幅すると駐車できなくなるので困る…1名

- 4名がその他の意見を述べています。
① 歩行者がとても危険なので、自転車のスピードの出過ぎを防ぐ策を打たねばならない…1名
② 道路を拡幅に関しては、地主・借地人とも即答できない…2名 など